

社福振試第151号
平成22年7月9日

各 都道府県 民生・衛生主管部（局）長 殿
指定都市

財団法人社会福祉振興・試験センター

理事長 田中敏雄

(公印省略)

第23回介護福祉士国家試験の実施について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当センターの運営につきましては、かねてから格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当センターは、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士国家試験の試験機関として厚生労働大臣から指定を受け、国家試験事務を行っております。

このたび、標記試験を別紙のとおり実施することといたしました。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮に存じますが、本試験の実施に関して、貴管内関係機関等に対し、本試験の実施についてご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本試験の資格制度の概要、受験資格等につきましては、「受験の手引」を同封いたしましたので、参考にしていただきたいと存じます。試験の情報は、当センターホームページにも掲載しておりますので、ご案内申し上げます。

第23回介護福祉士国家試験の概要

1 試験の日時及び試験科目

(1) 筆記試験

試験日	試験時間	試験科目
平成23年1月30日 (日曜日)	10時00分～11時35分 弱視等受験者(1.3倍) (10時00分～12時05分) 点字等受験者(1.5倍) (10時00分～12時25分)	社会福祉概論 老人福祉論 障害者福祉論 リハビリテーション論 社会福祉援助技術 (演習を含む。) リハビリテーション活動援助法 老人・障害者の心理 家政学概論
	13時30分～15時25分 弱視等受験者(1.3倍) (13時30分～16時00分) 点字等受験者(1.5倍) (13時30分～16時25分)	医学一般 精神保健 介護概論 介護技術 形態別介護技術

(注) ()内の時間は、「身体に障害のある方等の受験上の配慮」の場合の時間です。

(2) 実技試験

試験日	試験時間	試験科目
平成23年3月6日 (日曜日)	筆記試験合格者に別途通知する。	介護等に関する専門的技能

※ 介護福祉士国家試験の「実技試験免除制度」について

第18回試験から、「介護技術講習」を修了すれば「実技試験」が免除される制度が導入されました。

(平成19年度以前(平成17年4月～平成19年12月)の介護技術講習は、実技試験免除の対象にはなりません)

2 試験地

筆記試験(24か所)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県

実技試験(12か所)

北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

3 受験資格

- (1) 特別養護老人ホームや介護老人保健施設の介護職員など、介護等の業務に従事する方、介護保険の指定訪問介護事業所の訪問介護員(ホームヘルパー)、などで、介護等の業務に3年以上(在職期間が3年以上、実働日数が540日以上)従事(就労)した方。(平成23年1月29日までに3年以上等を満たす見込みの方を含みます。)
- (2) 高等学校又は中等教育学校(専攻科を含む)において、福祉に関する所定の教科目及び単位を修めて卒業した方。(平成23年3月31日までに卒業見込みの方を含みます。)

4 受験手数料 12,500円

5 受験申込書の受付(提出)期間

平成22年8月11日(水曜日)から9月10日(金曜日)(消印有効)まで

※ 受験希望者は、あらかじめ受験の申込みに必要な書類『受験の手引』を取り寄せる必要があります。

6 出題基準等

介護福祉士国家試験の「出題基準」等については、当センターの「ホームページ」に掲載するとともに、冊子として刊行しています。

7 合格者の発表

平成23年3月29日(火曜日)に、合格者の受験番号、合格基準点及び筆記試験正答を当センターの「ホームページ」に掲載し合格証書を投函します。

第23回介護福祉士国家試験『受験の手引』の請求方法等について

1 受験の申込手順

- 受験の申し込みに必要な書類（第23回介護福祉士国家試験『受験の手引』）を当センターの「ホームページ」によりあらかじめ取り寄せ、受験申込書及び必要な書類を完備して、受付期間内に提出してください。「ホームページ」がご利用できない方は、「郵便はがき」により取り寄せてください。
（受験申込書受付期間：平成22年8月11日（水）～9月10日（金）（消印有効））

2 『受験の手引』の請求方法

- 『受験の手引』は、請求してからお手許に届くまでには数日間かかりますので、9月10日（金）の受験申込期限に間に合うよう、遅くとも9月3日（金）までに次のいずれかの方法で請求してください。

① 当センターHP (<http://www.sssc.or.jp/>) に請求窓口を開設していますので、必要事項を入力して送信してください。

携帯電話の場合は、『NTTドコモ(iモード)』『SoftBank(Yahoo!ケータイ)』『au(EZweb)』から請求可能です。

- ② ホームページがご利用できない方は、「郵便はがき」で次のとおり請求してください。

「はがき」の裏面に、あなたの

「郵便番号」・「住所」・「氏名」・「電話番号」・「介護福祉士受験の手引（ ）部」

と、必要部数等を大きな文字ではっきりと記入して、当センターに郵送してください。

この「はがき」の裏面は、あなたに『受験の手引』を送付する際の「宛名ラベル」として使用しますので、正確に記入してください。

（注意）住所（〇〇〇マンション〇〇号室まで記入すること。）、氏名等の記載がなければ「受験の手引」を送付することができませんので書き忘れることなく、必ず記入してください。

- 個人情報の保護

『受験の手引』の請求の際に取得した個人情報は、『受験の手引』の発送業務のみに利用し、第三者へは提供しません。

3 『受験の手引』料等

- お送りする『受験の手引』の中には、払込用紙が2種類同封されておりますので、どちらか一方を使用して、ゆうちょ銀行（郵便局）またはその他の金融機関の窓口で払い込んでください（ATM・ネットバンク不可）。

① 「受験を申し込む方」は、『受験の手引』料（1部600円、送料を含む）と受験手数料（12,500円）の合計額（13,100円）の払込用紙を使用してください。

② 「受験を申し込まない方」は、『受験の手引』料（1部600円、送料を含む）の払込用紙を使用してください。

4 受験における注意事項

- 携帯電話等の通信機器の持込み禁止について

不正行為等の防止の観点から、試験会場には携帯電話等の通信機器の持込みを一切禁止します。この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。

特に、実技試験においては、受験前の場合には受験を認めず、受験後の場合は当該受験を無効とします。

これまでの実技試験において、この受験条件に違反したため、受験できなかった方、試験無効となった方がおります。

- 試験会場には、必ず公共交通機関を利用して来場してください。

5 問い合わせ先

財団法人社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6

試験案内専用電話 03-3486-7559（音声及びFAX案内、24時間対応）

試験室電話 03-3486-7521（9時30分～17時）※電話番号は、お間違いなく正確にダイヤルしてください。

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>（携帯電話からもアクセスできます。）

改正後全文

昭和63年2月12日
社 庶 第 2 9 号

各 都道府県知事 殿

厚生省 社会局長
厚生省 児童家庭局長

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の
受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第四号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。

- (1 1) 施行規則第2条第五号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員及び精神保健福祉士並びに精神科ソーシャルワーカー
- (1 2) 施行規則第2条第六号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第三号及び第19条第1項第三号に規定する生活指導員
- (1 3) 施行規則第2条第七号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第一号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第二号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（専任の家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接相談員、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項及び第2項に規定する専任の婦人相談員並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する専任の母子自立支援員
- (1 4) 施行規則第2条第八号に規定する婦人相談所にあつては、「婦人相談所設置要綱について」（昭和38年3月19日付け厚生省発社第35号）別紙（婦人相談所設置要綱）第2に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する専任の婦人相談員
- (1 5) 施行規則第2条第八号に規定する婦人保護施設にあつては、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第49号）第8条第1項に規定する入所者を指導する職員
- (1 6) 施行規則第2条第九号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325002号）第一に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (1 7) 施行規則第2条第十号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第三号及び同条第2項第一号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第三号及び第56条第1項第三号に規定する生活相談員、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第二号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第二号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第三号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助

(2.4) 施行規則第2条第十三号に規定する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第三号、第17条第1項第三号、第18条第1項第三号、第19条第1項第三号、第38条第1項第三号、第56条第1項第三号、第57条第1項第三号及び第58条第1項第三号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7に規定する指導員

(2.5) 施行規則第2条第十三号に規定する障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設にあっては、整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第二号、第26条第1項第二号及び第4項第二号並びに第37条第1項第二号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第一号に規定する管理人

(2.6) 施行規則第2条第十三号に規定する障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設にあっては、整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第三号、第29条第1項第三号、第52条第1項第三号、第53条第1項第三号、第54条第1項第二号及び第63条第1項第三号に規定する生活支援員

(2.7) 施行規則第2条第十三号に規定する障害福祉サービス事業にあっては、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第12条第1項第四号、第39条第1項第三号、第52条第1項第二号及び第2項、第59条第1項第二号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第二号、第65条第1項第二号並びに第75条第1項第二号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第三号に規定する就労支援員及び同令第12条第1項第五号、第39条第1項第四号、第52条第1項第三号、第59条第1項第四号、第64条第1項第四号、第65条第1項第三号及び第75条第1項第三号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者

(2.8) 施行規則第2条第十三号に規定する相談支援事業を行う施設にあっては、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）第3条に規定する相談支援専門員

2 施行規則第2条第十四号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第一号から第十三号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる

- (12) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場
・ 相談援助業務を行っている専任の指導員
- (13) 更生保護法(平成19年法律第88号)第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
・ 保護観察官
- (14) 更生保護事業法施行規則(平成8年法務省令第25号)第1条第4項に規定する更生保護施設
・ 補導主任及び補導員
- (15) 財団法人労災サポートセンターが委託を受けて運営する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第二号に基づき設置された労災特別介護施設
・ 相談援助業務を行っている主任指導員
- (16) 「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日付け児発第514号)別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく心身障害児総合通園センター
・ 相談援助業務を行っている専任の職員
- (17) 「児童自立生活援助事業の実施について」(平成10年4月22日付け児発第344号)別紙(児童自立生活援助事業実施要綱)に基づく「児童自立生活援助事業」を行っている施設
・ 相談援助業務を行っている専任の相談員
- (18) 「子育て短期支援事業の実施について」(平成15年6月18日付け雇児発第0618004号)別紙(子育て短期支援事業実施要綱)第3の(1)に基づく「短期入所生活援助(ショートステイ)事業」又は第3の(2)に基づく「夜間養護等(トワイライト)事業」を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び里親等
・ 相談援助業務を行っている専任の職員
- (19) 「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」(平成20年7月22日付け雇児発第0722003号)別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター」
・ 相談援助業務を行っている専任の相談員
- (20) 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(平成20年1月28日付け雇児発第1128003号)に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設
・ 相談援助業務を行っている専任の職員
- (21) 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成9年6月5日付け児発第396号)別添9(地域子育て支援拠点事業実施要綱)に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設
・ 相談援助業務を行っている専任の職員
- (22) 「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」(平成16年4月28日付け雇児発第0428005号)に規定する家庭支援専門相談員
- (23) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障

護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）をいう。）に該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）

- ・ 生活相談員

(31) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）を行う施設

- ・ 介護支援専門員

(32) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を行う施設

- ・ 生活相談員及び介護支援専門員

(33) 介護保険法第8条第21項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所

- ・ 介護支援専門員

(34) 介護保険法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所

- ・ 担当職員

(35) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日付け老発第655号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス

- ・ 生活援助員

(36) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等

- ・ 生活援助員

(37) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター

- ・ 相談援助業務を行っている専任の職員

(38) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添14（ひきこもり対策推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター

- ・ ひきこもり支援コーディネーター

(39) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付

以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設
・ 当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員

3 2 (49) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

(1) 認定基準

ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

(福祉に関する相談援助とは認められないものの例)

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

イ 上記1及び2の(1)～(48)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。

ウ 「専任の相談員」に該当する者は、当該施設の常勤者又は次の要件を満たす者であること。

(ア) 当該施設設置者と雇用関係を有していること。

(イ) 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。

エ ウに定める「専任」の判断基準は、上記1及び2の(1)～(48)までに定める職種のうち、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。

(2) 認定の手続

ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(49)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

イ 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第四号又は第七号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1 介護等の業務の範囲

介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設の入所者の保護に直接従事する職員（児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設の介護職員
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員
- (5) 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（重度障害者等包括支援において提供される場合を含む。）若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (6) 指定訪問介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。）又は指定介護予防訪問介護（介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。）の訪問介護員等
- (7) 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。）又は指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員
- (8) 指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の介護職員

基本料（1～4）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。）において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

- (18) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第一号に規定する精神病床により構成される病棟等、第四号に規定する療養病床により構成される病棟等（（16）及び（17）に定める病棟等を除く。）及び第五号に規定する一般病床により構成される病棟等において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (19) ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (20) 介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (21) 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第4項に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (22) 財団法人労災サポートセンターが委託を受けて運営する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第二号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員
- (23) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）
- (24) 「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年8月6日付け社更第185号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (25) 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」（昭和54年4月11日付け児第67号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (26) 「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記4に基づく「移動支援事業」、別記6（4）に基づく「身体障害者自立支援事業」、別記6（9）に基づく「日中一時支援事業」、別記6（10）に基づく「生活サポート事業」又は別記6（12）に基づく「経過的デイサービス事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者（別記6（3）に基づく「訪問入浴サービス事業」の介護職員を含む。）
- (27) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (28) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」（昭和63年12月13日付け健医発第1414号）に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員
- (29) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」（平成5年7月15日付け健医発第765号）に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の

別記様式

実務経験証明書

番号
年 月 日

厚生労働大臣
指定試験機関 殿
代表者

施設又は事業所名
代表者氏名



下記の者は、以下のとおり介護等の実務経験を有することを証明します。

氏名	(生年月日・年月日)
住所	〒
施設又は事業所名	
就業期間	年月日～年月日(年月)
うち介護等の業務に従事した日数	日

改正後全文

昭和63年2月12日
社 庶 第 3 0 号

各 都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生省社会局庶務課長
厚生省児童家庭局企画課長

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の
受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について

標記については「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、その取扱いの細則について下記のとおりとすることとしたので、御留意願いたい。

記

1 業務従事期間の認定

過去において福祉に関する相談援助の業務又は介護等の業務に従事していた期間を有する者については、従事していた時期、現在の職業等を問わず、当該従事していた期間について業務経験を認定するものであること。

なお、業務従事期間の認定に当たっては、1日の勤務時間が短い場合であっても、1日勤務したものとみなすものとする。

2 介護等の業務の範囲

(1) 局長通知別添2の1に掲げる者には、次の①から③までに掲げる者（③については介護等の業務に従事している期間に限る。）が含まれること。

① 介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている生活支援員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員（介助員等、介護等の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。）

② 当該施設又は事業における介護等の業務以外の業務を兼務している職員（そのことが辞令により明確になっている職員に限る。）であってその主たる業務が介護

項に規定する指定居宅サービス若しくは基準該当居宅サービス、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに準ずるもの

オ 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であつて、障害福祉サービス事業に準ずるもの

(6) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、介護保険法により指定居宅サービス事業者又は基準該当居宅サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であつて、介護保険法による指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。）からこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。

(7) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、介護保険法により指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは基準該当介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であつて、介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。平成18年4月1日以後に限る。）にこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。

(8) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、障害者自立支援法により指定障害福祉サービス事業者又は基準該当障害福祉サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であつて、障害者自立支援法による指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。）からこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。

(9) 身体障害者小規模通所授産施設又は知的障害者小規模通所授産施設を経営する者について、平成12年12月1日前からこれらと同等の施設を継続的に経営している場合は、平成12年12月1日前において当該施設に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。